

郡山市都市公園条例の改正について

1 改正要旨

開成山公園 Park-PFI 事業の推進に向けて所要の改正を行う。

2 改正の内容

① 公募対象公園施設における建ぺい率の上乗せ特例の制定（第6条の6第6項）

開成山公園等 Park-PFI 事業により、設置される公募対象公園施設（公園整備に収益を充てる飲食店、売店等の収益施設）において、都市公園法施行令第6条第6項（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）に基づき「10%の上乗せ」を可能とする特例を制定する。（建ぺい率上限：現行2%→改正後12%）

② 開成山公園 Park-PFI 事業における民間事業者の一体的な整備・管理運営を可能とする指定管理制度の導入（第14条の2の4の2及び第14条の2の5）

開成山公園 Park-PFI 事業者を特定指定により、指定管理者の候補となる団体に選定する旨の規定を追加

③ 公募対象公園施設の使用料制定（別表第3の3）

開成山公園等 Park-PFI 事業者が公募対象公園施設を設ける場合の公園の使用料を設定する。

公園名	単位	金額
水・緑公園	1平方メートルにつき1年	2,100円
開拓公園	1平方メートルにつき1年	3,300円
開成二丁目公園	1平方メートルにつき1年	1,600円
開成山公園	1平方メートルにつき1年	2,000円

④ 利便増進施設の使用料制定（別表第3の5）

開成山公園等 Park-PFI 事業者が利便増進施設（駐輪場・広告塔等）を設ける場合の公園の使用料を設定する。

区分	単位	金額
自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円
地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円

3 施行期日

公布の日